

# 田邊町報

## ◎田邊町報號外

本町昭和三年度歳入歳出決算及昭和五年  
度歳入歳出豫算を報告申上げ家屋税調査  
員選舉に就て概要を御通知致します

### 昭和五年度本町歳入出

#### 豫算報告

先づ歳出の方より説明を致します

- 一、神社費 金九拾圓は  
各區三社に年三回のお祭がありまし  
て其筋の神饌幣帛料
- 二、會議費 金百貳拾四圓は  
年に約八回の會議を開きます時の議  
員費用辨償と其會議に要する書記給  
料と鉛筆用紙代
- 三、役場費 金七千七百四拾參圓の  
内譯  
金壹千六百拾七圓は  
町長、名譽助役、區長、代理者、  
學務委員及農商工調査員の報酬

### 外 號

昭和五年四月一日發行  
京都市綴喜郡田邊町大字  
田邊小字北川第三十番地  
編輯兼 西岡正延  
印刷人 吉山市松  
發行所 京都市綴喜郡田邊町役場

金參千貳百拾六圓は

有給助役、收入役書記雇員の給料

金壹千參百七拾參圓は

名譽職實費辨償家屋賃價格調査  
員選舉立會人實費辨償及有給吏員

旅費、役場各區使丁給料、臨時備  
人料、有給吏員役場使丁賞與金

金壹千八百八拾七圓は

役場備品消耗品印刷費、通信運搬  
費、賄料、借地料、電話費、電燈  
料、文具料、町公報費及其他雜費

金壹百圓は

役場駐在所の所々修繕費

四、土木費 金六百圓は

町道修繕、橋梁修繕等

五、小學校費 金壹萬參千七百七拾四圓  
内譯

金壹萬五百參拾圓は

學校先生十三人に對する給料

金壹千參百五拾貳圓は

先生の旅費及住宅料、使丁傭人料  
恩給基金、賞與生徒獎勵費、治療  
費等

金壹千六百七拾貳圓は

學校備品、消耗品通信費、電話費  
賄料及其他雜費樹栽費等

金貳百貳拾圓は

校舍廊下屋根等所々の修繕費

六、實業補習學校費 金壹千六百拾九圓の  
内譯

金七百八拾圓は

專任教員の給料

金貳百七拾四圓は

旅費、恩給基金、賞與住宅料、  
生徒獎勵費

金壹百拾五圓は

備品消耗品電燈料及雜費等

七、青年訓練所費 金五百四拾參圓の  
内譯

金參百四拾六圓は

教練指導員の給料

金六拾圓は

指導員講習旅費及賞與

金壹百參拾七圓は

備品消耗品通信費、生徒獎勵費、  
雜費等

八、地方改良費 金貳百圓は

講習講話會費と敬老會費

九、傳染病豫防費 金壹百六圓の  
内譯

金參拾壹圓は

醫員手當及傭人料

金七拾五圓は

痘苗代痘苗用消耗品、清潔法によ

る賄及消毒其他備品

一〇、救助費 金六圓は

貧困者及罹災者の救助料

一一、警備費 金九百參拾貳圓の

内譯

金參百八拾參圓は

組頭其他役員及消防手出場手當と

賞與

金參百九拾九圓は

ガソリン唧筒手帶皮消防用靴副組

頭被服等の購入費及出初式賄及消

防義會負担金等

金壹百五拾圓は

器具器械置場修繕費

一二、財産費 金貳百九拾六圓は

學校役場登記所の保険料、敷借料

一三、諸税及負担 金壹千參百貳拾圓は

隔離病舎負担及國府税の税金

一四、雜支出 金貳百八拾參圓は

行路病人及精神病人看護費及徴兵

旅費繰替金の外滞納處分費等にて

百參拾圓と教育部會獎勵費負担金

聯合衛生會費親和會費負担金とで

百五拾參圓

一五、基本財産造成費 金九拾圓は

登記所基本財産積立金

一六、豫備費 金五百八拾圓は

豫算外の支出又は豫算超過の場合

に充つべく支出する金

之が經常部でありまして臨時部を

左に

一、基本財産積戻金 八百八拾參圓は

役場及學校の基本財産積戻金

二、寄附金 金貳千四百圓は

府道改修に對する受益者負担金に

代るべき寄附金

三、補助金 金貳百圓は

青年團、處女會、婦人會への補助

四、雜支出 金壹圓五拾圓は

本年施行されます國勢調査に要す

る諸費用

五、小學校營繕費 金壹百五拾圓は

兒童湯呑場及便所の増設

以上でありまして此の合計經常部と臨

時部合せて

金參萬壹千六百參拾九圓也であります

此の豫算を編成するに當りましては、

時勢に鑑み出來得る限りの削減を致し

まして前年度當初豫算額より約五千圓

の減額をなし其後豫算の追加をなした

る金額より比較致しますると約八千圓

の節約が出來得たので御座居ます。然

而此の歲出の豫算額を如何なる收入を

以て補鎮するかと申しますれば左記の

歲入にて御承知下さい

歲入

一、財産より生ずる收入

金四百五拾貳圓は

勸業債券額面五千參百參拾圓に對

する年五分の利子と勸業銀行及郵

便貯金利子と登記所の借家料收入

とであります

二、使用料及手數料

金五百貳拾四圓の

内譯

金參百六拾參圓は

小學校高等科兒童百十人十一ヶ月

分の授業料

金壹百六拾壹圓は

督促手數料、証明手數料及戶籍の

手數料

三、交附金 金八百參拾貳圓は

國稅府税の徵收交附であります

此の金が即ち納税の成績によつて

増し悪ければ減するのであります

四、國庫下渡金 金四千五百圓は

義務教育費として國庫よりの補助

五、繰越金 金六百六拾貳圓は

前年度精算殘金の内繰越金として

の見込金

六、雜收入 金參百貳拾六圓の

内譯

金貳百拾六圓は

歲計一時預金利子及不用品の賣却

代金

注 衛生

近頃朝鮮館を御買ひ求めになり御子達の間食にされてある様御見受け  
致しますが其筋よりも注意があり非常に不潔ですから今後御注意を?



意

◇火災

各所に山火事が頻々として起つております近村宇治田原村にもありま  
した、皆様御注意の上御注意を?

金壹百拾圓は

行路病人精神病人及徴兵旅費等の  
繰替金戻入

七、町税 金貳萬四千壹百五拾五圓

此の金額は前年と比へて貳千六百  
圓余りの減額で、然皆様の負担が  
軽減されました譯であります

内 譯

金四千七百七拾貳圓は

田畑宅、雑地總ての地租に係る税

金

金參百九拾圓は

國稅營業收益税の附加税、本税壹  
圓に對して町税が六拾錢

金壹千六百九拾壹圓は

家屋税の附加税 本税壹圓に對し  
て五拾錢

金四百四拾八圓は

府稅營業税の附加税、本税壹圓に  
對して八拾錢

金貳千參百九拾八圓は

雜種税の附加税、其の雜種の内に  
は不動産收得税、電柱税、遊興税  
諸車其他種々

金壹萬四千四百五拾六圓は

特別税戸數割、現在賦課戸數を一  
戸平均に見ますと貳拾圓八拾錢で  
ありまして前年より一戸當參圓減  
じております

歳入の臨時部に於きましては  
一、府補助 金壹百貳拾五圓は

農林省商工省より金貳拾五圓と傳  
染病豫防費に金貳拾圓青年訓練所  
に金八拾圓のそれ、補助金

二、交附金 金六拾參圓は

國勢調査の交附金

此の合計經常部と臨時部を合せて  
金參萬壹千六百參拾九圓となるので御

座います。

昭和三年度本町歳入出

決算報告

昭和參年度本町歳入歳出は昨昭和四年五  
月三十一日を以て締切り十二月廿四日會  
計検査員の検査を受け去る一月十五日に  
町會を開きまして認定を得たので御座い  
ます今左に大体の御説明を申上ます

歳 入

一、財産收入 金貳百貳拾壹圓は

町及學校の基本財産の公債利子  
二、使用料及手数料  
金四百七拾五圓參拾錢は

高等科児童の授業料と督促、証明  
戸籍の手数料

三、交附金 金八百參拾四圓拾四錢は

國稅や府稅及水利組合費の徴收に

對する交附金  
四、國庫下渡金  
金四千六百九拾參圓四拾五錢は

義務教育費に對する國庫の下渡金  
五、繰越金五千四百四拾九圓九拾八錢は  
昭和貳年度の精算殘金

六、雜收入 金參百拾七圓六拾參錢は  
歳計一時預金利子と徴兵旅費の繰  
替金の戻入及役場不用品賣却代

七、町税  
金貳萬八千九拾五圓貳錢は

地租附加税四千參百參拾九圓參拾四錢  
特別地稅附加税四百七拾八圓參拾壹錢  
營業收益税附加税  
金四百貳拾五圓四拾貳錢

府稅家屋税附加税  
金貳千六百四拾九圓拾參錢

府稅營業税附加税  
金五百七拾四圓八拾七錢

府稅雜種税附加税  
金參千四百貳拾四圓拾七錢

特別税戸數割  
金壹萬六千貳百參圓七拾八錢

八、府補助金 壹百四拾八圓八拾九錢は  
傳染病豫防費と青年訓練所費の補助

九、國庫補助金 金貳拾九圓は  
統計調査の補助金

一〇、寄附金 金壹百圓は  
小學校備品費への篤志寄附

以上合計四萬參百六拾四圓四拾壹錢

歲出

- 一、神社費 金壹百八圓は  
指定村社三社へ供進神饌幣帛料
- 二、會議費 金八拾九圓五拾錢は  
會議に係る諸費用
- 三、役場費金八千五百九拾七圓七拾六錢  
は町長以下役場吏員及區長、區長  
代理者等各區の使丁に至る迄の報  
酬及給料其他役場にて入用の諸費  
並に建物の修繕
- 四、土木費 金五百貳圓拾四錢は  
町の道路とか橋梁の修繕費
- 五、小學校費  
金壹萬四千四百九拾八圓四拾參錢  
學校長以下諸先生並に小使の給料  
と旅費生徒の獎勵費其他學校に於  
ての必要の諸經費及建物の修繕
- 六、附設實業補習學校費  
金壹千六百六拾五圓壹錢は  
先生の給料と其他必需經費
- 七、青年訓練所費  
金七百五拾四圓六拾參錢は  
青年訓練所の指導員の給料及備品  
其他必要經費
- 八、地方改良費  
金參百九拾五圓五拾錢

青年團、處女會の補助及敬老會教  
育獎勵費

九、傳染病豫防費金百六拾壹圓參拾九錢  
町醫手當及種痘其他傳染病豫防費  
用

一〇、救助費 金參圓は  
罹災者の救助費

一一、警備費金千八百六拾圓七拾五錢は  
消防組員手當及ガソリン唧筒購入  
代其他器具の修繕等の費用

一二、財産費 金九拾四圓六拾錢は  
役場建物學校建物の火災保險料

一三、諸税及負擔  
金貳千七百七拾八圓六拾貳錢は  
町有財産の不動産に對する國稅府

稅と田邊町草内村組合病院建築費  
の負債金を分賦償還金の負擔と本  
町が傳染病患者を收容せし諸費用  
の全額負擔金

一四、雜支出 金參拾五圓九拾壹錢は  
徵兵旅費の繰替金

一五、勸業諸費 金貳百五拾圓壹錢は  
農事試驗場分場の敷借料

一六、基本財産積戻金八百八拾參圓は  
町及學校基本財産の蓄積金

一七、公債費 金貳千四百四拾五圓は  
借入金を返済する元金と利子

一八、小學校營繕費  
金參百參拾參圓九拾壹錢は

御大典記念事業として奉安殿を設  
備しました設備費と宿直室新設費

一九、警備費 金百貳拾九圓五拾七錢は  
御大典前後三十日間の警備諸費

二〇、補助金 金壹千圓は  
町農會事務所建築費に對する補助

右歲出合計金參萬六千八拾六圓七拾參錢  
歲入歲出差引精算殘金  
金四千貳百七拾七圓六拾八錢

此が即ち昭和三年度の精算殘金でありま  
すが此の殘金の内既に昭和四年度に於て  
町會の議決を経て基本財産造成費に金四

百七拾六圓と本町を通ずる府道改修工事  
の受益者負擔金に代るべき寄附金壹千五

百圓と、組合病院へ本町から患者を收容  
致しました此の諸經費六百五拾參圓、と

農業調査を行ひました調査員の報酬並に  
この諸入費參百參拾圓及其他警備信號臺

建設費等に、百圓を昭和四年度の豫算に  
追加豫算として計上致しましてそれら

費消し殘額を昭和四年度に純繰越金とし  
て歲入濟であります

家屋稅調査員の選舉に就て  
は別紙印刷物を御覽下さい





## 家屋税調査員選挙に就て

来る四月十日府下郡部一齊に家屋税調査員の選挙が行はれます此の選挙は皆様所有の家屋に對する賃貸価格を算定せられ之に依て、賦課を決定せられる委員を選挙されるのであります。此の委員には第一次家屋税調査委員と、第二次家屋税調査委員及臨時家屋税調査委員の三種に區分されまして、三者各々獨立した調査委員であります。

第一次家屋税調査委員とは、各市町村を區域に設置されまして皆様より選挙された調査員を以て組織され其の市町村内の家屋の賃貸価格の權衡を期するべく調査されるのであります。

第二次家屋税調査委員とは、第一次家屋税調査委員の内より委員の互選に依て選挙したる調査員を以て組織され、郡を單位として各町村の調査の適切公平を期するため、設置されるのであります。

臨時家屋税調査委員は、府に於て臨時特別の必要ある場合に組織されるので御座います。

然して此の委員は名譽職でありまして任期は四ケ年となつております。

以上は委員の構成を申上げましたが、次に四月十日に行はれる

そして、皆様が選挙せられる第一次家屋税調査委員の調査員選挙に就て申述べたいと存じます。

此選挙に關する調査員の定數とか、選挙の日時及選挙會場等一切の事は總て知事が、決定して命令するのであります。本町に於ける委員の定數は、町會議員定數の半數となつております爲、六人の委員が選べる譯であります。

既に三月一日現在を以て上司の命令に依り末尾に記載の選挙人資格を有せられる者を調査して選挙人名簿を調製したのであります。此の選挙は非常變つておりまして、只其の區域の市町村に於て、「家屋税ヲ納ムルモノ」は選挙權がありまして外國人でも、法人でも、男女の別は勿論、無能力者（禁治産者、準禁治産者、未成年者）にも選挙人たる資格が與へられたることです。されば區域をかへて家屋税を納めておられる人、例へば本町の外に他町村にも家屋を所有されして、家屋税を納めておられる方は、其の町村にも亦選挙權があるので御座います。

然し「法人」は肉体を有しておりませんし、「無能力者」の内禁治産者、準禁治産者の如き精神上に缺陷ある者又は未成年者の如く意思能力の發達不十分と看做される者には、代理人を以て代理投票をなさしめることあります。

其の代理人は法人は、會社の代表者又は之に準ずる者、禁治産者、準禁治産者は後見人、補佐人、未成年者に於きましては親權

者が法定代理人と言ふことになつておりまして、總て代人は選舉の當日、選舉長に代人である事を証明する書面を差出せばよろしいのであります。

其の上選舉の罰則に就きましても、舊衆議院議員選舉法を適用されております。之で大体の選舉に對する要点を申し上げましたが何分複雑な法令でありますので十分御理解は如何と存じられませんが、猶此外に不可解な点がありますれば御遠慮なく役場へ御問合せ下さい、御了解得る様御説明致します。

次に御參考迄に選舉權、被選舉權の法文を書き添へておきます

△調査員の選舉資格

家屋賃貸價格調査令

第六條 市町村ノ家屋ニ付家屋稅ヲ納ムル者ハ當該市町村ノ

區域ニ於テ調査員ノ選舉權ヲ有ス但シ左ノ各項ノ一ニ該當

スル者ハ此ノ限リニ在ラス

一、破産者ニシテ復權ヲ得サル者

二、租稅滯納處分中ノモノ

三、六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ又ハ舊刑法ノ

重罪ノ刑ニ處セラレタルモノ

四、六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ刑ノ執行

ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノモノ

\* \* \* \* \*

右の内第二項の「租稅滯納處分中ノモノ」とありますのは、租稅所謂國府稅及町村稅一切の稅金を指示しておるのであります其の何れの稅金が一つでも滯納處分中のものでありますれば選舉權がないのでありますから誤解のない様特に申添へておきます。

△調査員の被選舉資格

家屋賃貸價格調査令

第七條 市町村内ニ住所ヲ有シ且其ノ市町村ノ區域ニ於テ選

舉權ヲ有スル年齢二十五年以上ノ者ハ當該市町村ノ區域ニ

於テ調査員ノ被選舉權ヲ有ス但シ禁治產者及準禁治產者ハ

此ノ限リニ在ラス

\* \* \* \* \*

△其他

同令第九條には選舉人名簿調製に關する事項が記載されておりました、此の選舉人名簿に登録されてない者は假令選舉權を有せられるものと雖も選舉權がなく隨て投票は出來ないのであります。

右町報號外ヲ以テ周知セントス

田邊町役場